

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・長崎県資源管理方針の変更	漁業振興課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	砂防課
◎ 公 告	
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁業振興課
・測定の終了	建設企画課
・測定の実施	”
・落札者等（3件）	道路建設課

告 示

長崎県告示第640号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、長崎県資源管理方針（令和2年長崎県告示第754号）の一部を次のとおり変更し、令和4年10月11日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和4年10月11日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1～第7 略	第1～第7 略
第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-7 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」から「 <u>別紙2-16 きびなご長崎県海域</u> 」までに、それぞれ定めるものとする。	第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-7 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 ひらめ日本海西部・東シナ海系群」から「 <u>別紙2-3 くるまえば長崎県海域（有明海）</u> 」までに、それぞれ定めるものとする。
(別紙1-1)～(別紙1-7) 略 (別紙2-1)	(別紙1-1)～(別紙1-7) 略 (別紙2-1)
第1 水産資源 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群	第1 水産資源 ひらめ日本海西部・東シナ海系群
第2～第4 略 (別紙2-2)	第2～第4 略 (別紙2-2)
第1 水産資源 がざみ長崎県海域（ <u>有明海</u> ）	第1 水産資源 がざみ長崎県海域
第2 資源管理の方向性	第2 資源管理の方向性

長崎県が行う「資源評価調査（資源動向調査）」において判断される資源水準を令和8年までに、中位以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3及び第4 略

(別紙2-3)

第1 略

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和8年までに、中位（8.3～13.6トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3及び第4 略

(別紙2-4)

第1 水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群

第2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（127,000トン付近）を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-5)

第1 水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（49,000トン付近）を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

長崎県が行う「資源評価調査（資源動向調査）」において判断される資源水準を令和8年までに、中位以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3及び第4 略

(別紙2-3)

第1 略

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和8年までに、中位（8.3～13.6トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3及び第4 略

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-6)

第1 水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量(17,540トン付近)を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-7)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量(316,000トン付近)を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-8)

第1 水産資源

あかあまだい日本海西・九州北西部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを目指す。なお、MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するととも

に、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-9)

第1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位の資源水準を維持する。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-10)

第1 水産資源

たちうお日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを目指す。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-11)

第1 水産資源

さわら東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-12)

第1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを目指す。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-13)

第1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを目指す。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表すると

もに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-14)

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを目指す。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-15)

第1 水産資源

やりいか対馬暖流系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを目指す。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-16)

第1 水産資源

きびなご長崎県海域

第2 資源管理の方向性

長崎県が行う「資源評価調査（資源動向調査）」において判断される中位の資源水準を維持する。なお、国による資源評価において資源水準等が公表された場合には、その結果に基づき指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

長崎県告示第641号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成24年長崎県告示第364号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年10月11日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保－(急)－1914-9	佐世保市ひうみ町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
佐世保－(土)－0326	佐世保市ひうみ町	土石流	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保－(土)－0384	佐世保市ひうみ町	土石流	警戒区域、特別警戒区域	

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年10月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県五島市玉之浦町大宝1067番地
濱辺 圭也

長崎県五島市玉之浦町大宝683番地2

田端 昭三

(2) 加入区

大宝加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

五島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県五島市福江町1190番地9

五島漁業協同組合

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（道路台帳）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年10月11日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市の一部（琴海大平町、戸石町、元船町、川原町他）	令和4年3月15日

測定の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年10月11日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市南串山町、南島原市加津佐町	令和4年10月7日から 令和5年3月24日まで

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年10月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 工事内容

(1) 工事番号 3債総防地改補第5-6号

(2) 工 事 名 主要地方道小浜北有馬線道路改良工事（（仮称）大亀矢代トンネル）

(3) 工事場所 長崎県雲仙市小浜町大亀～南島原市北有馬町乙

(4) 工 期 1,140日間

(5) 工事概要 工事延長 L=1,060 (1,060) m 幅員 W=5.5 (7.0) m

トンネル工 L=896m 道路改良工 L=164.0m

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県土木部道路建設課（調整班）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-824-3626

- 3 落札決定日
令和4年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊谷・門田・中島特定建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社熊谷組九州支店 執行役員支店長 宮脇 悟
福岡県福岡市中央区渡辺通4丁目10番10号
その他の構成員 門田建設株式会社 代表取締役 門田 治男
佐世保市天満町2番30号
その他の構成員 中島建設株式会社 代表取締役 中嶋 一也
諫早市森山町下井牟田2382番地1
- 5 落札価格
3,248,265,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和4年4月19日
- 8 落札方式
総合評価（高度技術提案型）

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年10月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 工事内容
 - (1) 工事番号 4債工国地改第4-1号
 - (2) 工 事 名 主要地方道長崎南環状線道路改良工事（（仮称）江川トンネル）
 - (3) 工事場所 長崎県長崎市鹿尾町～江川町
 - (4) 工 期 令和9年3月19日限り
 - (5) 工事概要 工事延長 L=2,137 (2,137) m 幅員 W=6.5 (10.0) m
トンネル工 L=2,137m
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県土木部道路建設課（調整班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-824-3626
- 3 落札決定日
令和4年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
三井住友・小宮・増山特定建設工事共同企業体
代表構成員 三井住友建設株式会社九州支店 常務執行役員支店長 柴田 雅俊
福岡県福岡市博多区上呉服町10番1号
その他の構成員 株式会社小宮建設 代表取締役 小宮 量浩
対馬市上県町檜滝1050番地
その他の構成員 増山建設株式会社 代表取締役 増山 富博
平戸市生月町老部浦67番地1
- 5 落札価格
8,565,823,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和4年5月18日

8 落札方式

総合評価（高度技術提案型）

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年10月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 工事内容

- (1) 工事番号 3 繰債総離地改第13-8号
- (2) 工 事 名 主要地方道巖原豆殿美津島線道路改良工事（(仮称) 箕形トンネル）
- (3) 工事場所 長崎県対馬市美津島町吹崎～箕形
- (4) 工 期 900日間
- (5) 工事概要 工事延長 L=740(805) m 幅員 W=5.5(7.0) m
トンネル工 L=740m 道路改良工 L=65m

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県土木部道路建設課（調整班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-824-3626

3 落札決定日

令和4年8月30日

4 落札者の氏名及び住所

奥村・新井・ヤマダ特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社奥村組九州支店 常務執行役員支店長 林 裕之
福岡県北九州市八幡東区山王2丁目19番1号

その他の構成員 株式会社新井組九州支店 支店長 森田 一弘
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目19番5号

その他の構成員 株式会社ヤマダ 代表取締役 山田 幸弘
対馬市上対馬町比田勝3-3

5 落札価格

2,331,081,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年5月18日

8 落札方式

総合評価（高度技術提案型）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
二二一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト